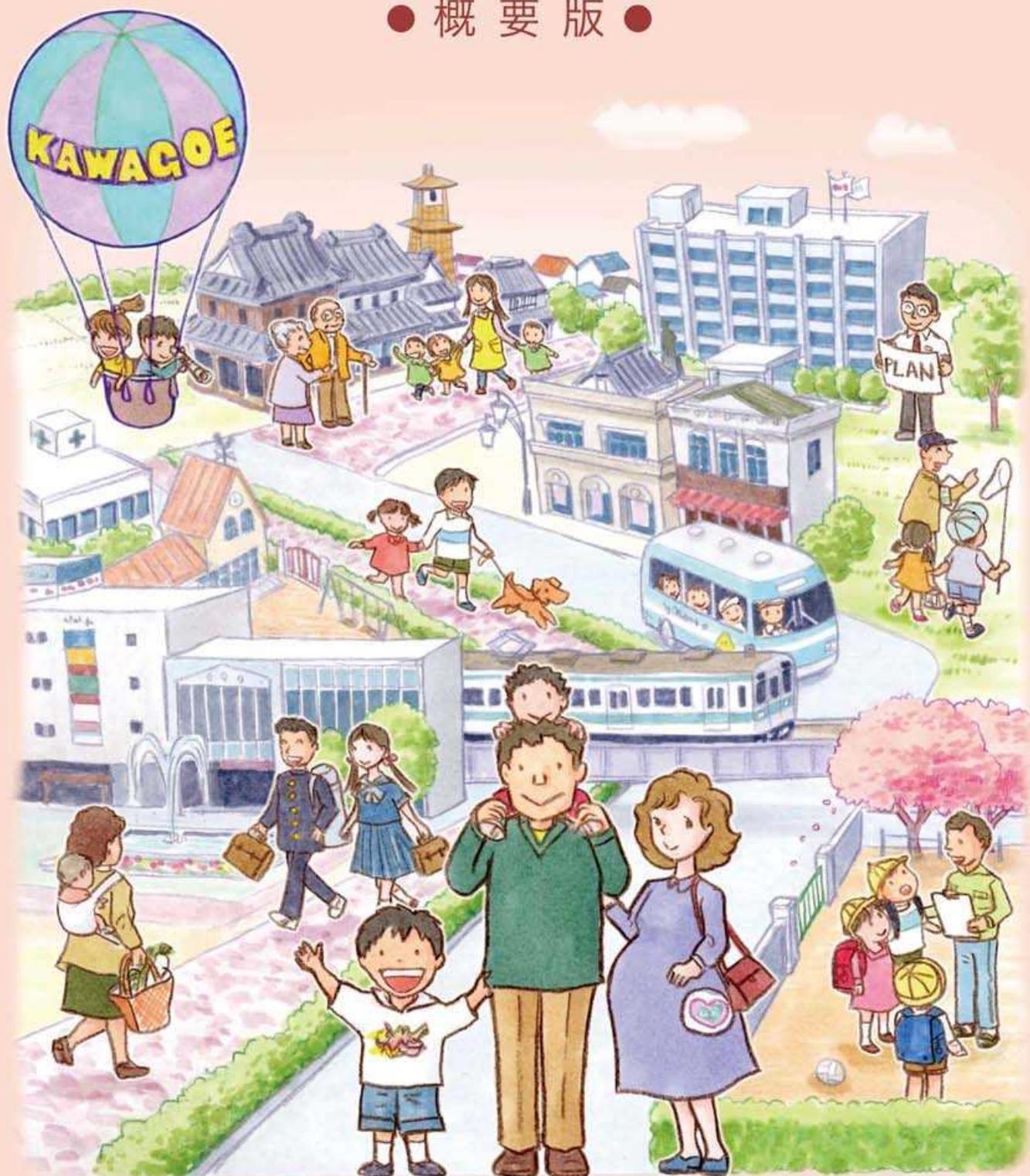


川越市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

● 概要版 ●



平成27年3月

川越市

川越市子ども・子育て支援事業計画の概要

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」等）」に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施されます。

新制度の実施にあたり、子ども・子育て支援の取組をより一層推進するために、「川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画においては、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、本市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目指します。

また、本計画は「川越市総合計画」を上位計画とする本市における子ども・子育て支援に関する計画で、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」を継承した計画です。

さらに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）」及び「母子保健計画」も包含しています。

目次

川越市子ども・子育て支援事業計画の概要	1
計画の基本理念、計画の体系	2
教育・保育	
教育・保育認定について	3
教育・保育施設について	3
教育・保育等提供区域について	4
量の見込みと確保方策(全体)	5
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業	7
②時間外保育事業(延長保育事業)	7
③放課後児童健全育成事業(学童保育事業)	8
④子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)(ショートステイ事業)	8
⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導)	9
⑥養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	10
⑦地域子育て支援拠点事業	10
⑧一時預かり事業	11
⑨病児保育事業等	12
⑩ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	12
⑪妊婦健康審査	13
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	13
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	13
量の見込みと確保量(一覧)	14

計画の基本理念

安心して子育てができるまち川越

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、保護者や多くの人々の愛情に生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合いながら一人の人間として日々成長していきます。

保護者もまた、子どもを生み育てる過程を通じて成長していきます。子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身が成長することで、喜びや生きがいを感じることができます。

子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、「安心して子育てができるまち川越」を基本理念として、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、さらに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指します。

計画の体系

基本理念

安心して子育てができるまち川越

基本目標 1

子どもと親の豊かな健康づくりの推進

基本目標 2

幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

基本目標 3

心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

基本目標 4

要支援児童へのきめ細かな取組の推進

基本目標 5

安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

施策目標

(1) 子どもと親の健康の確保・増進

(2) 食育・保健対策の充実

(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上

(2) 多様な保育事業の推進

(1) 学校教育の充実

(2) 家庭や地域による教育力の向上

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(3) 障害児施策の充実

(1) 仕事と家庭の両立の推進

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

(3) 子どもの健全育成の取組

(4) 安全・安心なまちづくり

(5) 子育て情報提供の充実

教育・保育

教育・保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分		子の年齢	保育の必要性(※1)	施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間(※2)
	2号	3～5歳	あり ※学校教育を希望	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間(※3) 保育短時間(※4)
	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

(※1) 保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1ヶ月あたり64時間としています。

(※2) 教育標準時間・・・1日4時間程度の幼児教育

(※3) 保育標準時間・・・1日最大11時間の保育。主にフルタイムの就労を想定

(※4) 保育短時間・・・1日最大8時間の保育。主にパートタイムの就労を想定

教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所に加え、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図るとしています。

また、待機児童の多い2歳児までを対象に少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、身近な保育の場を確保するとしています。

子ども・子育て支援新制度の対象施設(1号～3号認定の受け入れ施設)として市の確認を受ける教育・保育施設を特定教育・保育施設、3号認定の受け入れ先として市の確認を受ける地域型保育事業を特定地域型保育事業といい、それぞれ施設型給付、地域型保育給付の対象となります。

施設		子の年齢	施設の概要
教育・ 保育施設	認定こども園	0～5歳	保護者の就労に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設
	幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
地域型 保育事業	家庭的保育	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)で保育を行う事業
	小規模保育	0～2歳	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業
	事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業
	居宅訪問型保育	0～2歳	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育する事業

※ 幼稚園や事業者が新制度に対応するかどうかは、各園や事業者が決めることとなっています。

教育・保育等提供区域について

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、子どもの認定区分ごと又は事業ごとに区域を設定します。

教育・保育施設、地域型保育事業についての区域

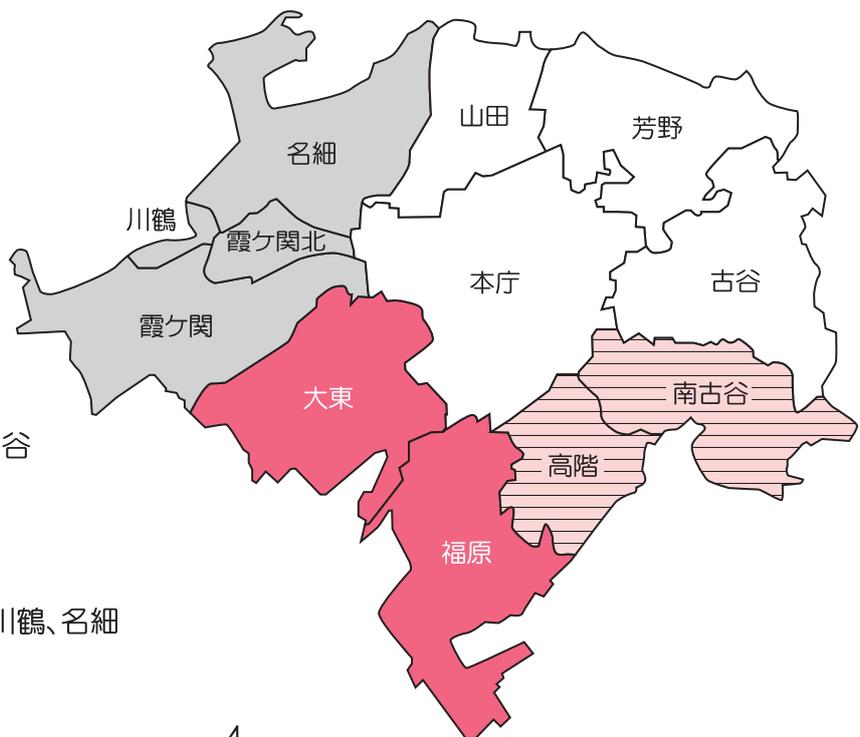
設定区分	区域
1号 (幼稚園、認定こども園)	市全域
2号 (学校教育を希望) (幼稚園、認定こども園)	市全域
2号 (保育所、認定こども園)	4区域
3号 (保育所、認定こども園、地域型保育事業)	4区域

地域子ども・子育て支援事業についての区域

事業	区域
① 利用者支援事業	市全域
② 時間外保育事業 (延長保育事業)	4区域
③ 放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)	3 2区域 (小学校区)
④ 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業、ショートステイ事業)	市全域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導)	市全域
⑥ 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	市全域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1 2区域 (本庁及び市民センター管内)
⑧ 一時預かり事業	市全域
⑨ 病児保育事業等	市全域
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	市全域
⑪ 妊婦健康診査	市全域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	市全域

【凡例】

該当地区	区域
A地区	本庁、山田、芳野、古谷
B地区	南古谷、高階
C地区	福原、大東
D地区	霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細



量の見込みと確保方策（全体）

量の見込み・確保内容・ 実施時期		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		5,760	961	2,326	617	2,002	5,747	960	2,314	586	1,903
(他市町の子ども) ※1		643	10	—	2	—	643	10	—	2	—
(A) 量の見込み 計		7,364	2,336	617	2,004	—	7,350	2,324	586	1,905	—
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	0	2,125	323	1,316	—	373	2,178	374	1,473	—
	(他市町の子ども)	0	10	—	2	—	51	10	—	2	—
	確認を受けない幼稚園	6,827	—	—	—	—	6,393	—	—	—	—
	(他市町の子ども)	643	—	—	—	—	592	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	58	118	—	—	—	82	164	—
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	他市町の施設利用 ※2	513	18	—	6	—	513	19	—	5	—
(B) 確保方策による確保量 計		7,983	2,153	381	1,442	—	7,922	2,207	456	1,644	—
(B) - (A)		619	-183	-236	-562	—	572	-117	-130	-261	—

平成27年度から2・3号認定子どもの量の見込みに対する確保量が不足していることから、充足するまで認可施設の整備を進め、区域に偏在する量の見込みについて平準化を図ります。

また、保育需要全体や人口推移にも注視しつつ、地域型保育事業についても必要な区域への整備を行います。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確保量については、市が確認する際に設定する利用定員の範囲で、確認を受けない幼稚園の人数は県が認可した認可定員の範囲で対応します。

※1 他市町の子どもの量の見込み内訳（平成27年度～平成31年度同数で設定） 単位（人）

さいたま市1号（8）、東松山市1号（8）、狭山市1号（37）2号学校教育以外（3）、富士見市1号（19）、坂戸市1号（47）、鶴ヶ島市1号（82）2号学校教育以外（3）3号1・2歳（1）、日高市1号（30）2号学校教育以外（3）、ふじみ野市1号（402）、2号学校教育以外（1）3号1・2歳（1）、川島町1号（10）

※2 他市町の施設での確保量内訳（志木市以外は平成27年度～平成31年度同数で設定） 単位（人）

さいたま市1号（10）2号学校教育以外（1）3号1・2歳（1）、狭山市1号（16）2号学校教育以外（5）、上尾市1号（3）、志木市2号学校教育以外 平成27（1）平成28（2）平成29・30（1）3号1・2歳 平成27（1）、富士見市1号（11）、坂戸市1号（98）、鶴ヶ島市1号（249）2号学校教育以外（3）3号1・2歳（1）、日高市1号（38）2号学校教育以外（3）、ふじみ野市1号（82）2号学校教育以外（3）、三芳町1号（6）、毛呂山町2号学校教育以外（2）3号1・2歳（3）

単位：人

平成29年度					平成30年度					平成31年度					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳	
5,530	924	2,226	572	1,858	5,317	889	2,141	553	1,795	5,061	847	2,034	531	1,728	
643	10	—	2	643	10	—	2	643	10	—	2	643	10	—	2
7,097	2,236	572	1,860	6,849	2,151	553	1,797	6,551	2,044	531	1,730	6,551	2,044	531	1,730
512	2,208	384	1,493	512	2,128	363	1,434	512	2,044	350	1,361	512	2,044	350	1,361
52	10	—	2	52	10	—	2	52	10	—	2	52	10	—	2
6,254	—	—	—	6,254	—	—	—	6,254	—	—	—	6,254	—	—	—
591	—	—	—	591	—	—	—	591	—	—	—	591	—	—	—
—	—	194	383	—	—	194	383	—	—	194	383	—	—	194	383
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
513	18	—	5	513	18	—	5	513	17	—	5	513	17	—	5
7,922	2,236	578	1,883	7,922	2,156	557	1,824	7,922	2,071	544	1,751	7,922	2,071	544	1,751
825	0	6	23	1,073	5	4	27	1,371	27	13	21	1,371	27	13	21

1号認定

1号認定子どもについては、幼稚園の利用実態が広域であることから、区域を市全域に設定しています。

川越市内の幼稚園は全て私立の幼稚園であり、今後、認定こども園に移行する幼稚園も含め、入園希望者が全員入園出来る定員数があるため、量の見込みに対応できる確保量となっています。

2号認定

区域について、本庁及び市民センター所管区域の12区域を基本に統合した4区域に設定しています。

2号認定のうち幼稚園での教育を希望する子どもについては、幼稚園と幼稚園における教育標準時間後の一時預かり事業、又は認定こども園で定員数を確保することとしています。

それ以外の2号認定子どもについては、保育所と認定こども園で定員数を確保することとし、施設整備を行い、平成29年度末までに待機児童の解消を目指しています。

3号認定

0歳と1・2歳に分けて設定しており、区域は2号認定と同じ4区域です。

保育所と認定こども園で確保していくほか、認可外保育施設の認可支援を行い、地域型保育事業として位置付けて量を確保していきますが、潜在的なニーズはまだまだ顕在化するものと考えられることから、財政効率を加味した上で効果的な環境整備を進めます。

地域子ども・子育て支援事業

新制度は、共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。

保護者の急な用事などの際に利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援に取り組んでいきます。

1 利用者支援事業

事業の概要

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

川越市の確保方策

平成 28 年度までに市内に 1 箇所整備する予定です。

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (A)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策 (B)	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
(B) - (A)	-1 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

2 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

保育所において、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。
・対象児童年齢…小学校就学前子ども

川越市の確保方策

保育所での受け入れ人数が、時間外保育事業の量の見込みの数を各年度・各地区とも上回っていますので、時間外保育の量の見込みについては、平成 27 年度から平成 31 年度まですべて確保できる計画としています。

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (A)	1,921 人	1,875 人	1,814 人	1,750 人	1,676 人
確保量 (B)	1,921 人	1,875 人	1,814 人	1,750 人	1,676 人
(B) - (A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

事業の概要

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の
 余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。
 ・対象児童…小学生

川越市の確保方策

本市では、放課後児童健全育成事業を学童保育として実施しており、本市の学童
 保育室は、すべて市立小学校 32 校の校舎内または学校敷地内に設置されています。
 今後は必要に応じて、余裕教室の活用や、特別教室の学校とのタイムシェアな
 どの方法により、量の確保に努めます。

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(A)	量の見込み (1-3 年生)	1,802 人	1,819 人	1,823 人	1,834 人	1,820 人
	〃 (4-6 年生)	652 人	652 人	660 人	671 人	672 人
	(A) 合計	2,454 人	2,471 人	2,483 人	2,505 人	2,492 人
(B)	確保量 (1-3 年生)	1,901 人	1,952 人	1,978 人	1,987 人	1,996 人
	〃 (4-6 年生)	618 人	664 人	710 人	783 人	803 人
	(B) 合計	2,519 人	2,616 人	2,688 人	2,770 人	2,799 人
(B) - (A)		65 人	145 人	205 人	265 人	307 人

4 子育て短期支援事業

(トワイライトステイ事業)

事業の概要

保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難
 になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業です。
 ・対象児童年齢… 3 ～ 9 歳

川越市の確保方策

今後は利用者のニーズに合わせて事業の推進を図ります。

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	190 人日	190 人日	190 人日	190 人日	190 人日
確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(ショートステイ事業)

事業の概要

保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困
 難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業です。
 ・対象児童年齢… 3 ～ 9 歳

川越市の確保方策

今後は土利用者のニーズに合わせて事業の推進を図ります。

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	100 人日	120 人日	120 人日	150 人日	150 人日
確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

5

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）

事業の概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

- ・対象児童年齢…生後4か月までの乳児

川越市の確保方策

産婦・新生児訪問指導において、概ね出産後2か月までの希望があった乳児・里帰り出産児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や虐待の早期発見、母乳育児の推進に努めます。

また、産婦・新生児訪問指導の希望がなかった生後4か月までの乳児がいる家庭については、こんにちは赤ちゃん事業において訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,643人	2,564人	2,473人	2,394人	2,315人
確保方策	実施体制：助産師、保健師、看護師等による家庭訪問 実施機関：健康づくり支援課				

6

養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の、養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。

川越市の確保方策

養育支援訪問事業

関係機関からの情報収集等により養育支援が必要な家庭を把握し、専門相談員等が訪問します。 専門相談員：4人

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	11人	11人	11人	11人	11人

養育支援ヘルパー等派遣事業

子どもの養育に支援が必要である家庭に対し、ヘルパー等を派遣し、育児・家事支援を行います。

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人

要保護児童

児童相談所、警察署、病院等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、適切に要保護児童対策地域協議会において対応を検討します。

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	540人	600人	660人	660人	660人

7

地域子育て支援拠点事業

事業の概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業です。

・対象児童年齢…0～概ね3歳未満

川越市の確保方策

地域子育て支援拠点事業は、平成25年度に年間延べ約60,400人の利用実績があり、もはや乳幼児を持つ保護者には不可欠な事業です。

今後は、拠点が無い地区への新たな整備の検討や、利用者が極端に少ない拠点に対しては、利用者増加につながるPR方法の検討や開設日数の見直しを市から促すなど、事業の活性化・効率化を図ります。

※人数は利用延人数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(A) 量の見込み	93,251人	96,718人	100,265人	104,002人	108,105人
(B) 確保量・確保方策 (実施施設数)	90,905人 (21箇所)	95,205人 (22箇所)	99,505人 (23箇所)	103,805人 (24箇所)	108,105人 (25箇所)
(B)-(A)	-2,346人	-1,513人	-760人	-197人	0人

8 一時預かり事業

幼稚園等における一時預かり・預かり保育事業

事業の概要

保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している園児等を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業です。

- ・対象児童年齢…主に3～5歳

川越市の確保方策

平成25年度の1日最大利用実績に基づき、量の見込みを確保できる確保量としています。

なお、現行の幼稚園における預かり保育と併せて、平成27年度からは、新制度に移行する幼稚園等において「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施します。

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定等による一時的な利用	14,828人日	14,746人日	14,283人日	13,802人日	13,234人日
	2号認定等による定期的な利用	149,674人日	148,955人日	143,381人日	137,569人日	130,935人日
	計(A)	164,502人日	163,701人日	157,664人日	151,371人日	144,169人日
確保量(B)		164,502人日	163,701人日	157,664人日	151,371人日	144,169人日
(B) - (A)		0	0	0	0	0

保育所等における一時預かり・一時的保育事業

事業の概要

保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業です。

- ・対象児童年齢…0～5歳

川越市の確保方策

一時預かり事業については、平成26年4月から、新たに民間保育園2園で実施し、公立保育園5園、民間保育園12園の計17園で実施しています。1園あたり、10名×年間受け入れ日数で延べ受け入れ人数を確保量として設定しています。

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)		64,604人日	62,069人日	60,212人日	58,215人日	56,376人日
確保量(B)		43,740人日	51,450人日	61,250人日	58,560人日	57,575人日
(B) - (A)		-20,862人日	-10,619人日	1,038人日	345人日	1,199人日

9

病児保育事業等

事業の概要

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

・対象児童年齢…小学校就学児まで

川越市の確保方策

病児・病後児保育は市内4方面への施設整備により、ニーズは概ね充足されると考えられます。

ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業に限る)は、病児保育室が満室の際や、利用時間外等に緊急対応が可能なセーフティネットとして、平成26年4月から特定非営利活動法人への委託により開始しました。

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)		1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
確保方策(B)	病児保育事業 (実施施設数)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業) (実施箇所数)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)
(B) - (A)		0	0	0	0	0

10

ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業の概要

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人(依頼会員)と援助を行うことを希望する人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・対象児童年齢…概ね0歳～小学6年生

川越市の確保方策

川越市社会福祉協議会に設置している「川越市ファミリー・サポート・センター」で引き続き実施していきます。

(全体)	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	6,610人日	6,620人日	6,630人日	6,640人日	6,650人日
確保量(B)	6,610人日	6,620人日	6,630人日	6,640人日	6,650人日
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(5歳児まで)	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日
確保量(B)	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(就学後)	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	4,740人日	4,750人日	4,760人日	4,770人日	4,780人日
確保量(B)	4,740人日	4,750人日	4,760人日	4,770人日	4,780人日
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

11 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業です。

川越市の確保方策

妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査委託契約機関にて定期的な妊婦健康診査の受診を勧めます。

助成の回数については、国が示す妊娠期における健診回数 14 回分を助成することで、経済的不安を軽減し少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診と、早期妊娠届出を促します。

また、契約機関以外の医療機関等で健診を受けた場合についても、償還払いにより健診費用の一部を助成します。

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (A)	30,255 人回 (2,564 人)	29,181 人回 (2,473 人)	28,249 人回 (2,394 人)	27,317 人回 (2,315 人)	26,444 人回 (2,241 人)
確保量・確保方策 (B)	実施場所：川越市が委託する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～妊娠 23 週：4 週間に1回 ②妊娠 24～35 週：2 週間に1回 ③妊娠 36 週～分娩：1 週間に1回				

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合には負担軽減を図るために助成を行う事業です。

川越市の確保方策

国の動向に応じ助成を行っていきます。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

川越市の確保方策

地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を行っていきます。

量の見込みと確保量（一覧）

上段：量の見込み 下段（網掛け）：確保量

		単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 利用者支援事業		箇所	1	1	1	1	1
			0	1	1	1	1
② 時間外保育事業（延長保育事業）		人	1,921	1,875	1,814	1,750	1,676
			1,921	1,875	1,814	1,750	1,676
③ 放課後児童健全 育成事業 (学童保育事業)	低学年	人	1,802	1,819	1,823	1,834	1,820
			1,901	1,952	1,978	1,987	1,996
	高学年	人	652	652	660	671	672
			618	664	710	783	803
④ 子育て短期支援 事業	トワイライトステイ事業	人日	190	190	190	190	190
		箇所	1	1	1	1	1
	ショートステイ事業	人日	100	120	120	150	150
		箇所	1	1	1	1	1
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導)		人	2,643	2,564	2,473	2,394	2,315
⑥ 養育支援訪問事業 その他要支援児童の 支援に資する事業	養育支援訪問事業	人	11	11	11	11	11
		—	—	—	—	—	
	ヘルパー等派遣事業	人	12	12	12	12	12
		—	—	—	—	—	
	要保護児童等	人	540	600	660	660	660
		—	—	—	—	—	
⑦ 地域子育て支援拠点事業		人回	93,251	96,718	100,265	104,002	108,105
			90,905	95,205	99,505	103,805	108,105
⑧ 一時預かり事業	幼稚園等における在園児を 対象とした一時預かり・ 預かり保育事業（2号認定 による定期的な利用含む）	人日	164,502	163,701	157,664	151,371	144,169
		164,502	163,701	157,664	151,371	144,169	
	保育所等における一時 預かり・一時的保育事業	人日	64,602	62,069	60,212	58,215	56,376
		43,740	51,450	61,250	58,560	57,575	
⑨ 病児保育事業等		人日	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
			1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
⑩ ファミリー・ サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)	5歳児まで	人日	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870
		1,870	1,870	1,870	1,870	1,870	
	就学後	人日	4,740	4,750	4,760	4,770	4,780
		4,740	4,750	4,760	4,770	4,780	
⑪ 妊婦健康診査		人回	30,255	29,181	28,249	27,317	26,444
			—	—	—	—	—

川越市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

●概要版●

平成27年3月

発行 川越市
編集 川越市こども未来部こども政策課
〒350-8601
埼玉県川越市元町1-3-1
TEL：049-224-8811（大代表）
FAX：049-223-8786
E-mail：kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp